

売 買 条 件 書

1 一般的事項

- (1) 三種町は、売買物件引渡し後の瑕疵担保責任がないものとする。
- (2) 契約書のほかに必要な書類を求める場合は、指示に従うこと。
- (3) 名義変更手続き、車両の運搬、その他物件引渡し等にかかることは、すべて買受人の負担とする。

2 引渡し後

- (1) 引渡し後、速やかに車両の名義変更を行い、登録識別情報等通知書の写しを三種町に提出すること。
- (2) 引渡し後は、三種町が所有していた車両であることを考慮し、社会規範に反することなく適法適切に再利用又は処分すること。
- (3) 輸出する際は、国際信義に反することのないように責任をもって対処すること。

3 法令遵守

- (1) 古物営業法その他の法令に基づく営業許可、届出等を必要とするものについては、当該許可、届出等を有する者であること。また、三種町が当該許可、届出等の提示を求めたときは、速やかに従うこと。
- (2) 道路法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、風俗営業法その他の関係法規等に違反しないこと。
- (3) 古物営業法その他の法令等に違反するような転売は行わないこと。